

令和8年4月23日
保健福祉政策部
生活福祉課

低所得世帯エアコン購入費等助成事業の実施について

1 主旨

夏季の熱中症による健康被害の予防を図るため、区は令和8年度に、経済的な理由により自宅にエアコンを設置していない、または設置しているが故障等により使用ができない低所得世帯に対し、エアコンの購入及び設置に要する費用の一部または全部を助成する低所得世帯エアコン購入費等助成事業を実施する。

2 背景

近年、夏季における気温の上昇等を背景として、屋内における熱中症による健康への影響が懸念されている。住宅にエアコンが設置されていない、または故障等により十分に使用できない世帯においては、熱中症発生リスクが相対的に高まる。

このような状況を踏まえ、世田谷区においても、エアコン未設置世帯や、設備の不具合により冷房機能を適切に利用できない世帯に対し、早急にエアコンの購入および設置を支援する必要がある。

3 事業の概要

(1) 助成対象者

世田谷区民の方で、以下の①から③の全ての要件を満たす世帯

- ① 自宅にエアコンが1台もない（または故障により使用できるエアコンが1台もない）世帯
- ② 世帯全員が住民税非課税、または均等割りのみ課税世帯
 - ※令和8年6月30日までに申請の場合は、令和7年度の課税状況
 - ※令和8年7月1日以降に申請の場合は、令和8年度の課税状況
- ③ 生活保護を受給していない世帯

(2) 対象機器

居住する住居において使用する令和8年4月15日以降に購入した新品のエアコン

※原則として、壁または窓枠に固定して使用するエアコンが対象。

※住宅の構造等により固定して設置することが難しい場合は、移動式エアコン等も認められる場合あり。

(3) 助成上限額

1世帯1台1回限り 上限10万円

※エアコンの購入及び設置にかかった費用と10万円のいずれか少ない額。

※東京都が実施している東京ゼロエミポイント事業（最大8万円分の割引）との併用可。

(4) 申請方法

以下のいずれかの方法にて申請。

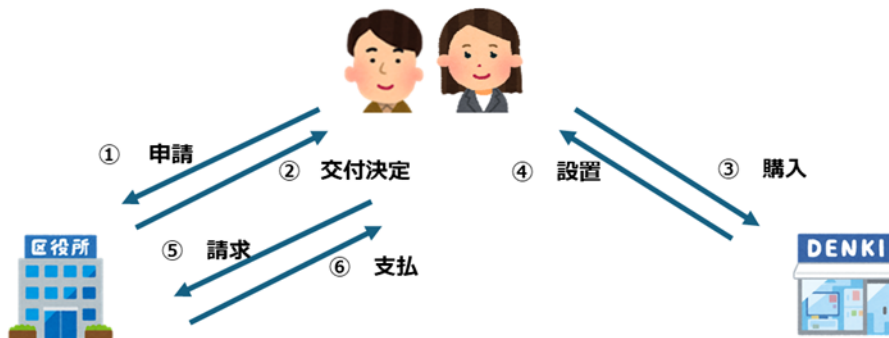
- ① オンライン申請 (logo フォーム)
- ② 郵送

(5) 申請期間

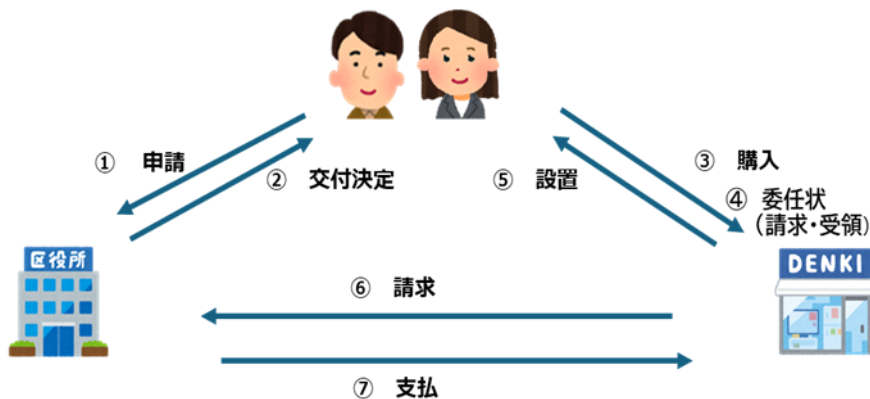
令和8年4月15日(水曜日)～令和8年10月30日(金曜日)

※郵送の場合は、10月30日消印有効。

【助成イメージ】 ※償還払いの場合



※代理受領払いの場合



4 申請見込み件数

約2,000件

5 必要経費

以下のとおり第二回区議会定例会にて補正予算案を提出予定。

(1) 歳出

200,295千円

《内訳》

補助金及び負担金	200,000千円
需用費	43千円
役務費	252千円

(2) 歳入

都補助金 150,221千円

(低所得世帯向けエアコン設置区市町村等緊急支援事業 補助率3/4)

6 今後のスケジュール (予定)

4月 申請受付開始、区ホームページ・区のおしらせ(4月15日号)に掲載
代理受領登録事業者募集

10月 申請受付終了(10月30日まで)

7 その他

- ・ 広報については、各所でのチラシ配架、広報版掲示等も順次行う予定。
- ・ 申請書は区ホームページからダウンロード可。ダウンロードが難しい場合は、せたがやコールに問い合わせのうえ、区から申請用紙を郵送。
- ・ 代理受領払いについては、6月からの実施に向けて現在準備を進めている。